

学外利用の手引き

2021年2月26日版

旭川医科大学教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門（以下、機器部門）に設置された設備・機器は、旭川医科大学の学生・教職員以外の方もご利用いただけます。ご利用の際は、以下の事項をお読みのうえお手続きください。

また、「旭川医科大学教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門が管理運用する共同利用設備の使用に関する規程」（以下、規程）も併せてお読みください。

1. 利用可能な設備・機器

学外者の利用が可能な設備・機器は、使用料一覧（規程別表2）でご確認ください（状況によりご利用いただけないことがあります）。詳細はお問い合わせください。

なお、機器部門に設置されている設備・機器の詳細は、以下の機器部門ホームページでご確認いただけます。

<http://cent-scorpio.asahikawa-med.ac.jp/central/instruments/system.html>

2. 利用申込み

事前に、設備・機器の利用を希望する日程についてお問い合わせください。利用日程を確認した後に、「設備使用・委託 申込書」（規程別記様式第2）をご提出ください。後日、承諾書をお送りいたします。

なお、初めてご利用になる場合は手続きに時間を要しますので、余裕を持ってお申込みください。

3. 利用料金

1) 利用料金は使用料一覧（規程別表2）のとおりです。ただし、事務手数料10%と消費税が加算され、振込手数料をご負担いただきます。

2) 国立大学法人旭川医科大学長の発する請求書により、請求書に記載された納付期限までに納付いただきます。納付期限までに納付しないときは、民法第404条に基づき、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額に法定利率の割合で計算した延滞金を加算して納付いただくことになります。

4. 利用上の注意

1) 利用に際して知り得た秘匿事項（ノウハウ・知的財産等）は、原則、公開しません。

2) 設備・機器に損傷を与えた場合は、損害賠償等の責任を負っていただきます。

3) 委託業務のために送付いただいた試料等は、原則として返却いたしません。

お問い合わせ

利用可能な設備・機器に関するお問い合わせ

旭川医科大学教育研究推進センター実験実習機器技術支援部門 ☎ 0166-68-2623

事務手続きに関するお問い合わせ

旭川医科大学教育研究推進センター事務 ☎ 0166-68-2895